

グループ共通反社会的勢力対応規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、グループ共通反社会的勢力に対する基本方針のもと、当グループが反社会的勢力との関係を完全に遮断するための基本的事項を定め、これを誠実に遵守・実行することにより、当グループの健全な経営活動の維持と社会からの信頼の確保を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に定める用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「反社会的勢力」とは、次号乃至第9号に掲げる者その他有形無形を問わず暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
- (2) 「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいう。
- (4) 「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 「暴力団準構成員」とは、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- (6) 「暴力団関係企業」とは、暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (7) 「総会屋等」とは、総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (8) 「社会運動等標ぼうゴロ」とは、社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (9) 「特殊知能暴力集団等」とは、第2号から前号までに掲げる者以外のものであつて、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (10) 「不当要求」とは、反社会的勢力に該当する集団又は個人による暴行脅迫若しくは暴行脅迫の行為を示唆する一切の言動、社会通念上相当と認められた範囲を逸脱した手段による権利行使その他社会通念上許容された限度を超える一切の不相当な行為をいう。
- (11) 「取引先」とは、取引の種類、内容、名称及び形式の如何を問わず、当グループ各社と取引を行う相手方をいう。
- (12) 「CR規程」とは、グループ共通コンプライアンス・リスク管理規程（2024年5月1日施行）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、当グループ各社のうち、この規程の適用を取締役会（取締役会非設

置会社の場合は、全ての取締役による決定。)にて承認した会社並びにその役員及び従業員に適用する。

第2章 態勢

(グループ統括責任者)

第4条 当グループは、この規程の適正な運用のため、CR 規程第3条で定めるグループ統括責任者を、反社会的勢力との関係遮断に関する当グループの責任者として置く。

2 グループ統括責任者は、当グループの反社会的勢力との関係遮断に関する取組み全般に関わる事項を管掌し、当グループにおける反社会的勢力との関係遮断に関する施策の実施及び体制の整備を行う。

(HD コンプライアンス担当部門)

第5条 グループ統括責任者は、ホールディングスのコンプライアンスに関する業務を所管する部署(以下「HD コンプライアンス担当部」という。)をして、次の事務を行わせる。

[以下、本条非公開]

(各社反社排除責任者)

第6条 当グループ各社は、この規程の適正な運用のため、CR 規程第7条で定める各社管理責任者を、当グループ各社における反社会的勢力との関係遮断に関する責任者として置く。

2 各社管理責任者は、グループ統括責任者及びHD コンプライアンス部門と連携し、当グループ各社の反社会的勢力との関係遮断に関する取組全般に関わる事項を管掌し、自ら又は当グループ各社においてコンプライアンスに関する業務を所管する部門若しくは当グループ各社の各部門の長をして、反社会的勢力との関係遮断を徹底するための施策を実施する。

第3章 調査及び取引の禁止

(取引先の調査)

第7条 当グループ各社は、次の各号に定める時点で、取引先が反社会的勢力に該当するか否かの調査(以下「取引先審査」という。)を行わなければならない。

[以下、本条非公開]

(取引の禁止)

第8条 当グループ各社は、取引先審査の結果、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、その取引先とは絶対に取引を行ってはならない。

[以下、本条非公開]

(取引時の暴排条項の設置)

第9条 当グループ各社は、取引先との取引を行う場合、原則として、次の事項を、取引先との契約その他の合意証跡(電磁的方法含む。)において定めなければならない。

(1) 取引先が反社会的勢力に該当しないことの誓約。

(2) 前号の誓約に反する事実が判明した場合に無条件で直ちに契約を解除できる旨。

第10条 [本条非公開]

第4章 不当要求

(不当要求への対応)

第11条 当グループ各社は、反社会的勢力からの不当要求その他理由の如何を問わず反社会的勢力への対応の必要が生じた場合、役員及び従業員の安全を最優先し、組織的に対応する。

2 当グループ各社の役員及び従業員は、反社会的勢力からの不当要求その他理由の如何を問わず反社会的勢力への対応の必要が生じた場合、マニュアル等の要領に従い行動する。

[以下、本条非公開]

(第三者仲介の排除)

第12条 当グループ各社は、いかなる場合においても、法的又は事実的な紛争の解決について、弁護士及び公的機関以外の第三者に仲介、斡旋等を依頼しない。

2 当グループ各社は、第三者が法的又は事実的な紛争の解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

[以下、非公開]

以上